

「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、地産地消推進事業における「新潟市地産地消キャンペーン 2019」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 委託業務名

「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務委託

3 目的

新潟市では、市内産農産物の消費拡大を図るため、新潟市産食材を積極的に活用・販売する小売店や飲食店を「新潟市地産地消推進の店」（以下、「推進店」という。）に認定している。

市民等が推進店を積極的に利用する機会を創出することにより、推進店の地産地消の取組意欲向上と消費者の地産地消に対する理解や関心を深め、市内産農産物の消費拡大につなげることを目的とする。

また、(株)JR東日本のデスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）に合わせ、旅行客等も新潟市産食材や食文化を楽しめる内容とすることで、「食と花の政令市にいがた」のイメージアップにもつなげていく。

4 業務方針

- ① 推進店を通して地域の食材や食文化の魅力を発信し、生産者や地域農業に対する消費者の理解や関心を深める。
- ② 推進店を利用する客の増加を図り、推進店の地産地消の取組意欲を高める。
- ③ DCや新潟開港 150 周年、第 34 回国民文化祭等、同時期に開催される大型事業を活用し、多様な来訪者に推進店の利用促進を図る。
- ④ 新潟市食育・花育推進キャラクターまいかちゃんの SNS（※1）を活用し、閲覧やフォロワーが増加する仕組みをつくる。

（※1）平成 30 年度より市がアカウントを開設し、新潟市食育・花育推進キャラクターのまいかちゃんをナビゲーターにツイッターやインスタグラムで新潟市の食や花の旬の情報や魅力を発信しているもの。

5 委託業務の内容

（1）ロゴマークの作成

推進店であることが消費者にわかり、かつ、関心を高めるためのロゴマークの原案を作成すること。なお、作成にあたっては次の条件を満たすこと。

- ・ 自社のオリジナルであって、未発表未使用のものであること。
- ・ 著作権その他第三者の権利を侵害するものではないこと。
- ・ 採用作品の著作権をはじめ全ての権利は、市に帰属するものとする。

- ・ 提出媒体は、電子データを格納したCD-R1枚及びA4版白色用紙にカラー印刷したものを1枚とする。

(2) キャンペーンの企画・運営

ア 内容

地産地消をテーマに推進店の誘客を図る企画を行い、新潟市産食材の魅力を発信し、地産地消の機運醸成と新潟市産食材の継続的な消費を促進する。

イ 開催時期

令和元年10月1日(火)～12月1日(日)

ウ キャンペーン参加推進店の募集・とりまとめ

- ・ キャンペーンに参加する推進店の募集、取りまとめ等は原則、受託者が行うこと。
- ・ 推進店のキャンペーンへの参加料は無料とすること。ただし、キャンペーンの実施にあたり、推進店が取り組む割引サービス等は推進店の負担とする。
- ・ 推進店の基本情報(名称・所在地・連絡先)は市が提供する。
- ・ キャンペーンに参加する店舗は以下に掲げる推進店に限り、小売店と飲食店合わせて概ね100店舗を目指すこと。

対象	「新潟市地産地消推進の店」認定店 (小売店113店、飲食店197店 ※H31.3月末現在)
参加条件	1. キャンペーンの実施に協力すること。 2. キャンペーン期間中に市内産農産物の消費拡大につながる取り組みをすること。 (小売店の例) 地場産コーナーの表示・PRの強化、割引サービス等 (飲食店の例) 期間限定メニューの提供、割引サービス等

エ 企画

上記4の業務方針を踏まえ、以下の条件を満たす効果的な内容を企画すること。

なお、効果を高めるため、複数の手法を組み合わせることができる。

- ・ プレゼントキャンペーン等消費者がキャンペーンへの参加にメリットを感じることができ、それが推進店での購買行動や新潟市産食材の消費につながるものであること。
- ・ 推進店がキャンペーンへの参加メリットを感じることができるものであること。

オ 実施・運営

受託者は、前項で提案した内容とその実施・運営に必要な一切の業務を行うこと。

なお、実施にあたり、以下の事項に留意すること。

- ・ 実施にあたり必要な取材・執筆・撮影等は受託者において行うこと。
- ・ 新潟市産食材の情報など原稿作成のもととなる資料は原則、市が提供する。
- ・ 市発行の印刷物やHPに掲載しているデータ等は可能な限り、市が提供する。
- ・ クーポン券や商品券等は使用期限を履行期限内とすること。

カ 広報宣伝

- ・ 企画に沿って最大限の効果を発揮できる広報宣伝を行うこと。
- ・ ポスター等印刷物を作成する場合は、提案する広報宣伝の方法に合わせた配付・掲

示計画を立て、作成部数及び規格を設定すること。なお、市は公共施設等での配布・
掲示に協力するものとする。

(3) アンケート調査の実施

- ・ キャンペーン参加推進店や利用者からの意見や感想を効果的に聴取し、キャンペーンの効果を可能な限り定量的に検証すること。
- ・ 聴取事項については、市と協議の上、決定するものとする。

6 委託期間

契約日から令和2年2月28日（金）まで

7 市への報告書類

(1) 業務スケジュール

契約締結後、市と協議の上、速やかに業務スケジュールを作成・提出すること。

(2) 実績報告書

本業務の実施・運営の完了とその報告として、実績報告書を作成すること。

8 関係書類等の整備

本業務は、地方創生推進交付金事業の一環として実施するため、業務にて使用した書類、
伝票、領収書等については、事業終了後から5年間保管し、国の会計検査時には、市より
求めがあった場合、立会を拒まないこととする。

9 特記事項

(1) 業務の適正な実施に関する事項

ア 法令遵守

- ・ 受託者は、関係法令を遵守すること。

イ 連絡調整

- ・ 本業務の関係者・関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- ・ 事故等の緊急時の連絡体制と、現場の初動体制を明確にすること。

ウ 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

エ 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。

オ 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 著作権等に関する事項

本事業の実施にあたり作成したコンテンツ、広報デザイン等の成果品は全て市に帰属することとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

10 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・ 業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。